

役員報酬規程

社会福祉法人 泰政会

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人泰政会の理事及び評議員及び監事(以下、「役員」という。)の報酬に関する事項を定める。

2 理事長の報酬は、理事職としての業務執行の対価として支払う。

3 役員報酬は、理事会及び評議委員会の出席の対価として支払う。

(報酬の種類)

第2条 理事長の報酬は、通勤手当、出張手当を含みその他期末手当等は支給しない。

(報酬の計算)

第3条 理事長の報酬は、月額をもって定める。

2 役員報酬は、理事会及び評議員会の開催及び出席をもって定める。

(報酬の支給)

第4条 月額の報酬は毎月25日に支給する。ただし、報酬支給日が休日の場合はその前日とする。

2 理事会及び評議委員会の開催による報酬は、開催日をもって現金により支給する。

(報酬の金額)

第5条 役員報酬の各年度の総額は、4,000,000円とする。

2 理事長報酬の月額は、300,000円とする。

(報酬の支払方法)

第6条 月額の報酬は金融機関預金口座への振込方法によって支給する。

2 理事会及び評議員の開催による報酬は、現金により支給する

3 所得税、地方税及び社会保険料等の費用はこれを差し引いて支給する。

付則

この規定は、平成17年4月1日より施行する。

この改正は、平成29年6月21日より施行する。